

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のように公告する。

平成28年4月19日

東村山市長 渡部 尚

1 件名	本庁舎設備老朽化等改修工事(給排水設備)	
2 業種	給排水衛生工事	
3 施工場所	東京都東村山市本町1-2-3	
4 施工期間	契約締結日の翌日から平成30年8月31日	
5 概要	・給排水設備の老朽化等改修工事(衛生器具設備、給排水設備、消火設備、給湯設備、給油配管設備等)、その他耐震補強等改修工事、設備老朽化等改修工事(電気設備、空調設備)に付帯する給排水設備工事一式	
6 予定価格(税込)	事後公表	
7 単体・JV区分	単体	
8 入札方法	条件付き一般競争入札(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札)	
9 入札参加資格条件	(1)業種等	東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、上記2の業種に登録があること。
	(2)地域要件	東京都内に本店又は支店・営業所等の契約締結の権限を有していること。
	(3)経営事項審査	最新の経営事項審査による「管工事」又は「機械器具設置工事」の総合評価値が1000点以上(市内業者にあつては600点以上)あること。
	(4)施工実績	平成21年4月1日から公表日の前日までに官公庁発注の同種工事で契約金額が1件当り7千万円以上(市内業者にあつては2千万円以上)の実績があること。
	(5)技術者	建設業法の規定に基づき、対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができること。
	(6)その他	(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2)公告の日から入札までの間で、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けていないこと。 (3)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。)にないこと。
10 申請方法	電子入札システム(電子調達サービス)により「一般競争入札参加資格確認申請書」及び下記添付書類を提出すること。 【添付書類】 資格条件で定めた施工実績の「契約件名」「請負金額」「発注者名」「契約日」「工期」が明記された書類(契約書の写し等) 監理技術者にあつては「監理技術者資格者証」の表面・裏面、及び「監理技術者講習修了証」の写し。主任技術者にあつては「経歴届」、及び該当する資格証明書 最新の経営事項審査結果通知書の写し (注) 1. 契約変更を行った実績の場合は、変更後の金額等がわかる書類(変更協議書等)も添付すること。 2. JV実績の場合は、構成員と出資比率が分かるもの(協定書の写し等)も添付すること。 3. 落札後においては、当該予定技術者は、9(5)に該当する他の者に変更することができる。	
11 申請書提出期間	平成28年4月19日(火)午後1時から平成28年4月26日(火)午後5時まで	
12 申請結果の通知	平成28年5月10日(火)に電子入札システム(電子調達サービス)により、一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付します。	
13 現場見学	現場見学を希望する者は、あらかじめ下記担当部署まで連絡し、訪問日時等を調整すること。 担当部署:総務部総務課 042-393-5111(内線)2315	
14 設計図書の配付	電子入札システム(電子調達サービス)の「発注図書等受領」より受領してください。 (受領可能期間)指名通知書を受領したときから入札書を提出するときまで	
15 質問の方法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (質問期間)指名通知書を受領した時から平成28年5月16日(月)午前11時まで	
16 回答の方法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (回答供覧期間)平成28年5月19日(木)午前11時までに回答予定	
17 入札期間	一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領したときから平成28年5月25日(水)正午	

18 開札日時	平成28年5月25日(水)13時30分
19 開札場所	電子入札システム(電子調達サービス)
20 入札執行回数	3回
21 最低入札参加者数	1者
22 落札者への通知	開札終了後、電子入札システム(電子調達サービス)により通知をする。通知を受けた者は、指定された日に受付票を持参し総務部契約課(市役所本庁舎3階)に来庁すること。
23 入札の無効	(1)9に示した競争入札に参加する資格がない者が入札したとき。 (2)申請内容に虚偽の記載があったとき。 (3)工事請負等競争入札参加者心得(電子入札用)に違反した入札をしたとき。 (4)指名を受けた後、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた者が入札したとき。
24 最低制限価格	予定価格の10分の9から10分の7の範囲で設定(事後公表)
25 入札保証金	免除
26 契約保証金	契約金額の10%以上の納付を要する。
27 前払金	あり。(契約金額の40%以内。ただし、6,000万円を限度とする。)
28 部分払	あり。(回数は4回以内。ただし、契約金額の10分の9を限度とする。)
29 契約条項を示す場所	入札情報サービス(電子調達サービス)の「お知らせ情報(東村山市)」に掲載する。
30 その他	(1)契約締結までの間に東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。 (2)入札において、事故が起きた場合や不正な行為があると認められた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。 (3)必要に応じ、見積資料の提出を求めることがあります。また、この場合は、見積資料の総括表等は、情報公開の対象となります。 (4)本件は、3月29日に公告をした「本庁舎耐震補強等改修工事」が入札不調等により契約締結できないときは入札を中止する。

(問い合わせ先) 東村山市役所総務部契約課
電話 042 - 393 - 5111 内線 2322・2323